平成２１年（フ）第５８１号
静岡県沼津市下香貫柿原2864番地の１　レオパレスシオン101号室、前住所静岡県伊豆市市山331番地
債務者　京極　和広
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
静岡県三島市谷田・桜ケ丘・1171番地の262
債務者　近藤　奈緒
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
静岡県沼津市本錦町672番地の１　落合第一コーポ201
債務者　勝澤　陽子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
静岡県沼津市原1467番地の６　市営原団地Ｄ９―102
債務者　小山内清勝
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６１４号
静岡県沼津市西沢田930番地　201、前住所静岡県沼津市東椎路1061番地の15
債務者　鈴木　雅美
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字芝野15番地
債務者　大橋富士子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１号
京都府亀岡市東つつじケ丘曙台１丁目７番12号
債務者　松田　陽子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
大分市高江南３丁目24番地の２
債務者　中島　博子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８８３号
仙台市若林区一本杉町30番20号
債務者　奥脇　早苗
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０３号
仙台市宮城野区福室５丁目23番７―302号
債務者　山口真砂美
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０９号
仙台市宮城野区福室３丁目40番19号　ＢＩＧＷＡＶＥ５―201
債務者　佐藤すみえ（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１９号
仙台市青葉区折立６丁目１番20号
債務者　田邊フジ子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２９号
仙台市泉区黒松３丁目２番13―501号
債務者　佐藤　清人
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１号
仙台市太白区長町２丁目９番40―２号　ｆ’ｓ－ｓｔｙｌｅ103
債務者　伊藤　幸子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８２０号
水戸市河和田２丁目2232番地の２　市営河和田住宅52―５棟２階１号
債務者　仲田　　瞬
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３号
茨城県鉾田市汲上2675番地10、旧住所埼玉県三郷市早稲田４丁目23番地５　プロシード早稲田103
債務者　佐々木寿晃（旧姓塚本）
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
水戸市大工町１丁目１番８―801号　阿久井ビル
債務者　鈴木かをる
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所